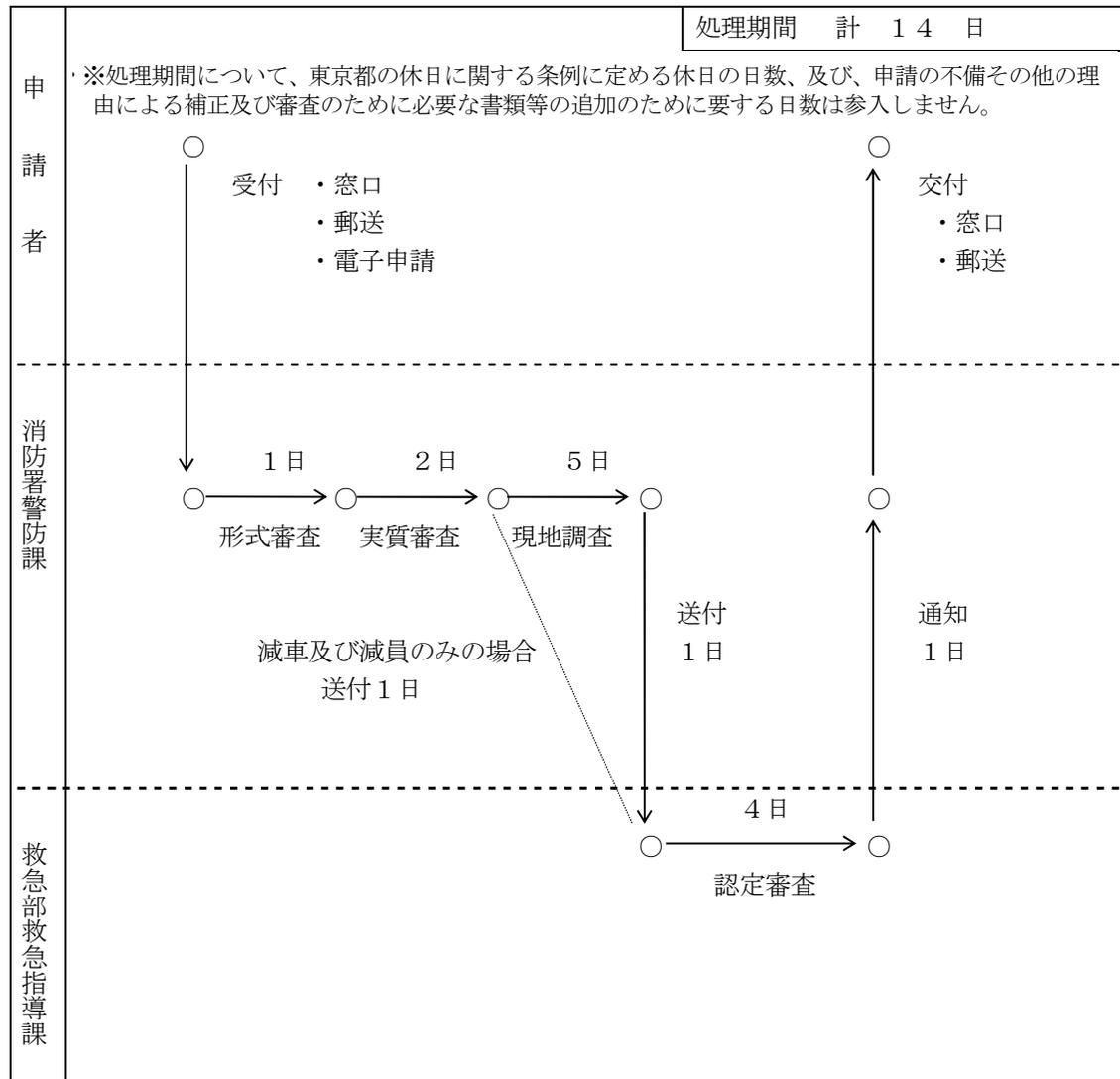


# 事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁救急指導課救急普及係 電話 3212-2111

事務名 患者等搬送事業内容変更申請

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について、救急業務等に関する条例（昭和48年東京都条例第56号）に定める認定基準を満たしているかどうかを審査します。
3	現地調査	患者等搬送事業調査書により現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。 なお、減車及び乗務員減員のみの場合、現地調査を省略します。
4	送付	患者等搬送事業調査報告書に申請書等を添え、処理機関である救急部救急指導課へ送付します。
5	認定審査	認定の諾否については、救急部長が決定します。
6	通知	当該申請書を受理した署長へ通知します。
7	交付	署長が申請者に認定（否認定）の交付をします。